

長野県埋蔵文化財センター調査資料利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県埋蔵文化財センター（以下「当センター」という。）が保管する調査資料を利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(調査資料の内容)

第2条 調査資料の内容は、別表に掲げた発掘調査資料及び普及公開資料とする。

(調査資料の利用形態)

第3条 調査資料の利用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貸与 展示等を目的とした利用のために、一定期間調査資料を貸出すこと。
- (2) 譲渡 研究等を目的とした利用のために、調査資料の譲渡を行うこと。
- (3) 閲覧 当センター内で調査資料を調べ、実測又は採拓すること、写真機及び複写機をもって写し取ること又はスキャナーにより読み取ること。
- (4) 転載 当センターが公刊した出版物、画像、動画等の写しを他の媒体で利用すること。

(調査資料の利用方法)

第4条 当センターの調査資料を利用する者は、次の各号に掲げた場合を除き、別記様式1により申請し、所長の許可を得なければならない。

- (1) 当センターに業務委託をしている者が、検査等のため調査資料を利用する場合
- (2) 当センターから委託を受けて業務を行うため、又は依頼を受けて指導をするため調査資料を利用する場合
- (3) 当センター職員が業務のため調査資料を利用する場合
- (4) その他、所長が特に認めた場合

2 申請内容に変更がある場合は、別記様式2により変更申請を行い、所長の許可を得なければならない。

(調査資料の利用許可)

第5条 調査資料の利用を許可する場合は、当センターは申請者に対して別記様式3により回答する。変更申請があった場合も同様とする。

2 調査資料の利用に当たり、この要領に定めるもののほか付すべき条件については、その都度定める。

(調査資料の利用制限)

第6条 次の各号に掲げる場合は、調査資料の利用を制限することができる。

- (1) 調査資料に一般財団法人長野県文化振興事業団情報公開要綱（平成14年4月1日制定）第7条各号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合
- (2) 調査資料の利用により、当該資料の保存に影響を及ぼすと認められる場合

(3) その他、当センター業務に支障があると認められる場合

(調査資料の損壊、亡失又は汚損)

第7条 貸与又は閲覧した調査資料を利用者が損壊、亡失又は汚損したときは、当該利用者は直ちに所長に申し出なければならない。

2 所長は、前項に掲げる損壊、亡失又は汚損が、利用者の故意又は重大な過失によるものであると認めるときは、利用者に弁償を求めることができる。

(利用停止等の措置)

第8条 所長は、調査資料の利用に当たり本要領の規定に反した者に対して、利用停止等の措置をとることができる。

(費用負担)

第9条 当センターの調査資料を利用するに当たり、必要な費用は利用者の負担とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、調査資料の利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

この要領は平成30年4月1日から施行する。

(別表)

区 分		内 容
1	発掘調査資料	<ul style="list-style-type: none">出土遺物やそれらを含む土や水、土壌等のサンプル図面、写真、文章、動画、録音等の記録及びそれらの写しはぎとった遺構や遺物出土状況、土層等
2	普及公開資料	<ul style="list-style-type: none">展示会等のため制作したパネル、模型、模造品、複製品普及公開活動の記録文書、画像、動画、録音等及びそれらの写し

(様式3)

○長埋第 号

機 関 の 名 称 (利用者が個人の場合は住所)
代表者の職氏名

平成 年 月 日付で(変更)申請のありました調査資料の貸与(又は譲渡、閲覧、
転載)を、下記の条件を付して許可します。

平成 年 (年) 月 日

長野県埋蔵文化財センター所長
(氏 名) 印

記

1 調査資料を利用するに当たり「長野県埋蔵文化財センター調査資料利用要領」(平成
30年4月1日施行)を順守すること。

(2以下は、利用区分等に併せて適宜必要な条件を付す)